



令和7年12月18日

物流・自動車局 安全政策課

技術・環境政策課

自動車整備課

令和6年度補正予算および令和7年度事故防止対策支援推進事業に 係る補助金の申請受付を延長します

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、運行管理の高度化に資する機器（デジタコ）の導入等を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する令和6年度補正予算事故防止対策支援推進事業（以下「令和6年度補正予算事業」）、令和7年度事故防止対策支援推進事業（以下「令和7年度事業」）を実施しておりますが、それぞれ令和8年1月30日（金）までとしておりました申請受付期間を令和8年2月13日（金）まで延長（※）いたします。

(※)一部、令和8年2月12日（木）まで

1. 実施する補助事業

実施中の令和6年度補正予算事業、令和7年度事業はそれぞれ以下のとおり。

令和6年度 補正予算 事業 ※詳細は別 紙1参照	(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援(車輪脱落予兆検知装置) (2)運行管理の高度化に対する支援(デジタル式運行記録計) (3)先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援(スキャンツール)
令和7年度 事業 ※詳細は別 紙2参照	(4)運行管理の高度化に対する支援(デジタル式運行記録計等) (5)社内安全教育の実施に対する支援(貸切バス運転者研修等) (7)健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援(スクリーニング検査) (8)先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援(スキャンツール)

2. 補助事業の内容

令和6年度補正予算事業、令和7年度事業の内容については、それぞれ以下の被害者保護増進等事業費補助金事務局ホームページ又は国土交通省ホームページをご覧ください。

令和6年度 補正予算 事業	○令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト https://hogo-zoushin-r6h.jp/
令和7年度 事業	○令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト https://hogo-zoushin.jp/

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

交付申請受付場所・受付期間はそれぞれ以下のとおり。

令和6年度 補正予算 事業	○申請受付場所 令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局 ○申請受付期間 (1)車輪脱落予兆検知装置 令和7年5月8日～ 令和8年2月13日【延長】 (2)デジタル式運行記録計 令和7年5月8日～ 令和8年2月13日【延長】 (3)スキャンツール 令和7年5月8日～ 令和8年2月13日【延長】
令和7年度 事業	○申請受付場所 令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局 ○申請受付期間 (4)運行管理の高度化に対する支援 令和7年7月31日～ 令和8年2月13日【延長】 (5)社内安全教育の実施に対する支援 令和7年7月31日～ 令和8年2月13日【延長】※ ※貸切バス運転者の研修は 令和8年2月12日 まで (6)健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援 令和7年8月29日～ 令和8年2月13日【延長】 (7)スキャンツール 令和7年11月25日～ 令和8年2月13日【延長】

4. 留意点

○本事業の申請受付窓口は「**令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局**」
又は「**令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局**」です。運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

【連絡先】 物流・自動車局安全政策課 上原、角田((2)・(4)・(5)・(6)デジタコ等)

TEL:03-5253-8111(内線 41623、41624) 03-5253-8566(直通)

物流・自動車局技術・環境政策課 島、田村((1)ASV)

TEL:03-5253-8111(内線 42214) 03-5253-8591(直通)

物流・自動車局自動車整備課 馬場((3)・(7)スキャンツール)

TEL:03-5253-8111(内線 42425) 03-5253-8599(直通)

令和6年度補正事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

【補助事業の概要】

(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援※1

①受付期間:令和7年5月8日～令和8年2月13日【延長】

- ②補助対象事業者: i 自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者※)
一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者
※一般貸切旅客自動車運送事業者に限り中小企業者以外も対象。
ii リース事業者(i の事業者へ事業用自動車等を貸渡す者)

③補助対象装置等

補助対象装置	補助対象車両	補助率※	補助限度額※
車輪脱落予兆検知装置 (後付けのものに限る)	・車両総重量8トン以上のトラック ・乗車定員30人以上のバス	1／2 (1／3)	50,000円 (33,000円)

※ ()内は貸切バス事業者のうち中小企業者以外の場合

(2)運行管理の高度化に対する支援※1

※1 令和6年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

①受付期間:令和7年5月8日～令和8年2月13日【延長】

- ②補助対象事業者: i 自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者)
一般貨物自動車運送事業者又は、特定貨物自動車運送事業者の保有車両台数が10両未満の事業者。
ii リース事業者(i の事業者へ事業用自動車等を貸渡す者)

③補助対象機器:デジタル式運行記録計(デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型(通信機能を有するものを含む)を含む)であって、国土交通大臣が選定したもの

④補助率:取得に対する経費の1／2

⑤補助限度額(機器1台あたり・詳細はHP参照)

ア. デジタル式運行記録計

車載器:3万円 事務所用機器:10万円

イ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型

車載器:4万円 事務所用機器:13万円

ウ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型(通信機能有り)

車載器:10万円 事務所用機器:13万円

⑤1事業者あたりの上限額:80万円(④ウ. を取得する場合は120万円※2・詳細はHP参照)

※2 2回以上申請する場合を除く。

(3)先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援

①受付期間：令和7年5月8日～令和8年2月13日【延長】

②補助対象事業者：自動車整備事業者※

※ 電子制御装置の認証を受けていない事業者にあっては、今後認証を申請予定である者に限る。

③補助対象

ア. 一定の要件を満たすスキャンツール（構成品であるPC等を含む）を購入する経費の一部を補助

（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：15万円）

イ. スキャンツール活用のための研修の受講費の一部を補助

（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：1万円）

注）令和6年4月1日以降にスキャンツール等を購入又は研修を受講した費用が補助対象になります。

令和7年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

【補助事業の概要】

(4)運行管理の高度化に対する支援^{※1}

※1 令和7年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

①受付期間:令和7年7月31日～令和8年2月13日【延長】

②補助対象機器:デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国土交通大臣が選定したもの

③補助率:取得に対する経費の1／3^{※2}

※2 小規模(事業者における保有車両台数が5両以上かつ10両未満)の一般貨物自動車運送事業者または特定貨物自動車運送事業者において使用する事業用自動車のうち、デジタル式運行記録計を導入したことがない車両に④ア、ウ、エ、の機器を導入する場合にあっては、1／2

④補助限度額(機器1台あたり・詳細はHP参照)

ア. デジタル式運行記録計

車載器:3万円 事務所用機器:10万円

イ. 映像記録型ドライブレコーダー^{※3}

車載器:1万円 事務所用機器:3万円

※3 映像記録型ドライブレコーダーにあっては、補助対象は一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車に限るものとする。

ウ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型

車載器:4万円 事務所用機器:13万円

エ. デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型(通信機能を有する場合)

車載器:10万円 事務所用機器:13万円

⑤1事業者あたりの上限額:80万円(④エ. を取得する場合は120万円^{※4}・詳細はHP参照)

※4 2回以上申請する場合を除く。

(5)社内安全教育の実施に対する支援

【事故防止コンサルティング】

①受付期間:令和7年7月31日～令和8年2月13日【延長】

②補助対象:事故防止コンサルティングメニューであって、国土交通大臣が選定したもの

③補助率:事故防止コンサルティング利用に対する経費の1／3

④1事業者当たりの上限額:100万円

【貸切バス運転者の研修】

①受付期間:令和7年8月29日～令和8年2月12日【延長】

②補助対象:貸切バス運転者の研修メニューであって、国土交通大臣が選定したもの

③補助率:貸切バス運転者の研修利用に対する経費の1／2

④1事業者当たりの上限額:50万円

(6)健康起因事故防止の取組に対する支援

①受付期間:令和7年8月29日～令和8年2月13日【延長】

②補助対象:睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査に係る経費

　　脳MRI健診(頭部MRI検査、MRA検査)に係る経費

　　頸動脈超音波検査(頸動脈エコー検査)、ABI 検査(四肢血圧脈波検査)、

　　胸部単純CT 検査、腹部単純CT 検査、腹部超音波検査(腹部エコー検査)

に係る経費

　　視野障害検査(視力検査、眼底検査、眼圧検査)に係る経費

　　(上記検査は健康保険適用外として実施されるものに限る。)

③補助率:検査に係る経費の1／2

④1事業者当たりの上限額:50万円

(7)先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援

①受付期間:令和7年11月25日～令和8年2月13日【延長】

②補助対象事業者:自動車整備事業者*

* 電子制御装置の認証を受けていない事業者にあっては、今後認証を申請予定である者に限る。

③補助対象

ア. 一定の要件を満たすスキャンツール（構成品であるPC等を含む）を購入する経費の一部を補助

（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：15万円）

イ. スキャンツール活用のための研修の受講費の一部を補助

（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：1万円）

注) 令和7年4月1日以降にスキャンツール等を購入又は研修を受講した費用が補助対象になります。